

愛知医科大学における求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1 目的

学校法人愛知医科大学（以下「本学」という）は、求職者等が安心して採用活動に参加できる環境を確保するとともに、公正かつ適正な採用活動を実施するため、本指針を定めます。

本学は、採用活動におけるハラスメントの防止に取り組むとともに、相談があった場合には、相談者の立場に配慮しつつ、迅速かつ適切に対応し、再発防止に努めるものとします。

2 求職者等に対するハラスメントの定義

「求職活動等」(*1)において、「求職者等」(*2)に対し、教職員が職務上の地位や優越性を背景として行う、性的な言動、威圧的な言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動、または就職活動等の環境を害する行為等

*1「求職活動等」とは

求職者等が行う求職活動や職業の選択に資する活動を指します。

(求職活動等の例)

- ・ 企業の採用面接への参加
- ・ 企業の就職説明会への参加
- ・ 企業の雇用する労働者への訪問
- ・ インターンシップへの参加
- ・ 教育実習や看護実習等の実習の受講

※ SNS 等のオンライン上で行われるもののほか、本学施設外や説明会会場などで実施されるものや採用活動も含みます。

*2「求職者等」とは

本学の求人に応募する者に加え、求職者以外の以下の者等を指します。

- ・ 本学が実施する採用活動や採用に関連するイベント等へ参加する者
- ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

(求職者等の例)

- ・ 応募者
- ・ 採用候補者
- ・ インターンシップ参加者
- ・ 職場見学参加者
- ・ 説明会参加者
- ・ 内定者
- ・ その他採用活動へ参加する者
- ・ 実習生

3 適用対象

本方針は、本学が実施する採用活動に関わる全ての教職員に適用します。

4 禁止する行為

採用活動において、次に掲げる行為を禁止します。

(1) セクシュアルハラスメント

性的な言動により、求職者等に不快感を与え、人格や尊厳を侵害し、又は採用活動への参加環境を害する行為

【例】

- ・ 性的な冗談、からかい
- ・ 容姿や身体に関する発言

- ・ 性的指向又は性自認に関する不用意な言動
- ・ 恋愛経験、交際相手、結婚予定等を尋ねること
- ・ 私的な交際の要求、食事や飲酒への執拗な誘い、連絡先交換や SNS 登録を求めること
- ・ 不必要な身体接触

(2) パワーハラスメント

優越的な立場を背景として、採用活動上必要かつ相当な範囲を超えて精神的又は身体的苦痛を与え、採用活動の環境を害する行為

【例】

- ・ 威圧的な言動、必要以上の叱責
- ・ 人格を否定する発言
- ・ 長時間にわたる不必要な拘束
- ・ 怒鳴る、威嚇する行為
- ・ 面接と無関係な精神的圧迫

(3) 妊娠・出産・育児等に関する不適切な言動

採否の判断と関係なく、妊娠、出産、育児、介護等を理由として不利益な取扱いを示唆し、心理的圧迫を与える言動

(4) その他人格を侵害する行為

前各号のほか、求職者等の人格及び尊厳を損なう一切の言動

5 教職員の責務

採用活動に携わる教職員は、以下を遵守しなければなりません。

- ・ 求職者等の人格及び尊厳を尊重すること
- ・ 法令及び本方針を遵守すること
- ・ 採用選考に必要な事項のみを確認すること
- ・ 私的な関係を求めないこと
- ・ ハラスメントを見聞きした場合は速やかに相談窓口へ報告すること

6 相談窓口

採用活動におけるハラスメントに関する相談窓口として、求職者ハラスメント相談窓口を設置します。相談は本人のほか、家族、学校関係者その他代理人からも受け付けます。

【求職者等ハラスメント相談窓口】

受付時間：8時30分から17時15分

連絡先：0561-62-3311（内線：77744）

メール：ksoudan@aichi-med-u.ac.jp

7 相談への対応

相談を受けた場合は、職員相談窓口にて速やかに内容を確認し、必要に応じて監査室、人事課、その他関係部署と連携のうえ、事実確認を行います。調査に当たっては、相談者、相手方、関係者への聞き取り等を実施し、公平かつ中立に対応します。

8 相談者等の保護

相談内容及び調査により知り得た情報は適切に管理し、相談者及び関係者のプライバシー保護に努めます。また、相談したこと又は調査へ協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

9 事実確認後の対応

ハラスメントが認められた場合は、その内容及び程度に応じ、以下を講じます。

- ・ 指導

- ・ 注意
- ・ 面接担当者からの除外
- ・ 所属長への報告
- ・ 就業規則その他関係規程に基づく懲戒等の措置
- ・ その他必要な措置

10 再発防止への対応

必要に応じて採用担当者等への注意喚起、面接者への再周知、採用手順及び注意事項の見直し等を実施します。

11 参考

- ・ 厚生労働省 就活ハラスメント対策リーフレット（令和 6 年 11 月作成版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001168055.pdf>
- ・ 厚生労働省労働局相談窓口・ハラスメント悩み相談室
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>